

一般用（下請含む）・承認申請無

暴力団排除に関する誓約書

高槻市暴力団排除条例（以下「条例」という。）に基づき、公共工事等その他の事務事業により暴力団を利することとならないように、暴力団員及び暴力団密接関係者を入札、契約から排除していることを承知したうえで、下記事項について誓約します。

記

- 1 自社（私）及びその役員等は、条例第2条に掲げる暴力団員又は暴力団密接関係者のいずれにも該当しません。
- 2 本誓約書1の該当の有無を確認するため、高槻市から役員名簿等の提出を求められたときは、速やかに提出します。
- 3 本誓約書及び役員名簿等が、高槻市から大阪府警察本部又は高槻警察署に提供されることに同意します。
- 4 高槻市が大阪府警察本部又は高槻警察署から通報を受け、又は高槻市の調査により本誓約書1に該当する事業者であると判明した場合は、高槻市が条例に基づき行う措置に従い、高槻市契約からの暴力団排除に関する措置要綱に基づき、高槻市ホームページ等において、その旨を公表することに同意します。
- 5 条例第7条に規定する下請負人等を使用する場合は、これら下請負人等（契約金額500万円未満の相手方及び入札参加資格の承認を受けている事業者を除く。）から誓約書を徴し、当該誓約書を高槻市に提出します。
- 6 使用する下請負人等が、本誓約書1に該当する事業者であると高槻市が大阪府警察本部又は高槻警察署から通報を受け、又は高槻市の調査により判明し、高槻市から下請契約等の解除又は二次以降の下請負にかかる契約等の解除の指導を受けた場合は、当該指導に従います。

(宛先) 高槻市長

令和 年 月 日

住 所

商号及び名称

代 表 者

印

(契約書に押印する印鑑と同一印)

(参考)

高槻市暴力団排除条例 (抜粋)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 暴力団員等に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格を与えないこと。
 - (2) 入札の参加の資格を有する者（以下「入札参加資格者」という。）が暴力団員等に該当すると認められた場合にあつては、当該入札参加資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。
 - (3) 入札参加資格者が暴力団員等に該当すると認められた場合にあつては、必要に応じ、その旨を公表すること。
 - (4) 公共工事等及び売払い等に係る入札の参加の資格の登録を正当な理由がなく取り下げ、かつ、当該登録を取り下げた日から1年を経過しない者であつて、暴力団員等に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置
 - (5) 暴力団員等に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
 - (6) 契約相手方が暴力団員等に該当すると認められた場合にあつては、当該契約相手方との公共工事等及び売払い等に係る契約を解除すること。
 - (7) 公共工事等について下請負人等が暴力団員等に該当すると認められた場合にあつては、その契約相手方に対して、当該下請負人等との契約の解除を求め、当該契約相手方が当該下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、当該契約相手方との公共工事等に係る契約を解除すること。
 - (8) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置。
- 2 市長は、前項各号（第3号及び第4号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員等でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。
- 3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員等に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

大阪府暴力団排除条例施行規則 (抜粋)

(暴力団密接関係者)

第3条 条例第2条第4号の公安委員会規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

- (1) 自己若しくは第三者の利益を図り又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者
- (2) 暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者
- (3) 前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者
- (4) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者
- (5) 事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は第1号から前号までのいずれかに該当する者のあるもの
 - ア 事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）
 - イ 支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者
 - ウ 営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであつて、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者
 - エ 事実上事業者の経営に参加していると認められる者
- (6) 前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、条例第2条第5号に規定する公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者